

# 今、若者の消費者被害が深刻化しています！

連日のように「若者の深刻な消費者被害」が発生しており、熊本市消費者センターにもこんな相談が寄せられています。

## （事例1）副業



先輩から「絶対に儲かる」「すぐに儲かるから借金して支払っても大丈夫」と誘われて、初期費用として50万円支払ったのに、全然儲からない。解約したいんだけど、先輩の紹介だから断りにくいよ～、どうしよう。

ちょっとでも「あやしい」「危ない」と思ったら、たとえ友人・知人・先輩の紹介であっても、自分の将来を守るためにも、はっきり「NO」と断ろう。



## （事例2）脱毛・エステ



全身脱毛が「通い放題」と言われたから35万円もしたけど、2年プランで契約したのに、いつも予約がいっぱいで全然施術を受けることができない。それに突然閉店するとSNSで連絡があったんだけど、どうしよう…。

脱毛エステなどの長期間にわたる契約は「解約する場合」についても事前に確認するなど慎重に検討しよう。



⚠ うまい話には乗らない

⚠ 『無料』『格安』『確実にもうかる』の言葉にだまされない

あなたの身の回りには危険な罠がいっぱいです。常に慎重に用心深く生活することこそ、あなたの身を守り、あなたの将来を守る一番の方法です。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、すぐに消費者センターへご相談ください。

熊本市消費者センター

096-353-2500

月～金（祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

